

津市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領

平成20年6月1日

改正 平成23年6月6日
平成25年6月1日
平成28年6月1日
令和5年1月1日
令和7年2月1日
令和7年6月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事又は製造の請負等（以下「建設工事等」という。）について開札後に入札参加資格要件を確認し落札者を決定する事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）を実施するに当たり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする建設工事等)

第2条 事後審査型入札の対象となる建設工事等は、設計金額が1億5,000万円未満の建設工事等とする。

(参加に係る資格要件)

第3条 事後審査型入札に参加できる建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）及び同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント等にあつては、市長が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が1年以上あること。
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 当該対象工事等の業種に応じた技術者を有していること。
- (5) 公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。

- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（本市から再認定を受けた者を除く。）、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（本市から再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 建設業法その他の法令、規則等に違反していないこと。
- (9) 津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号。以下「規則」という。）第４条の規定による公告（以下「公告」という。）において示す参加資格要件を満たしていること。
- (10) その他市長が事後審査型入札に係る参加業者として不適当であると認める者でないこと。

（設計書及び設計図書の閲覧等）

第４条 建設工事等に係る設計書及び設計図書については、公告の日から市長が別に定める期日までの間、総務部調達契約課等において閲覧に供するほか、市長が別に定める方法により、事後審査型入札への参加に係る建設業者等に有償で頒布することができる。

（入札参加方法）

第５条 事後審査型入札においては、入札参加のために事前に申請手続を行うことを要せず、第３条に規定する参加に係る資格要件を満たす者は、公告において示す入札書提出期限までに入札書を提出することにより入札参加できるものとする。

（開札及び落札候補者の決定）

第６条 開札は、公告において示す日時及び場所において行うものとする。

２ 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとする。

３ 前項の落札候補者となるべき者が複数ある場合は、くじ引きにより、当該複数入札者の落札候補順位を決定する。

（無効の入札）

第７条 規則第１９条各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とする。

- (1) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (2) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (3) 入札書に個別公告の日から開札の日までの日付が記載されていないとき。
- (4) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (5) 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- (6) 落札候補者となった件数が落札可能件数に達した以後に当該落札候補者が入札をしたとき。
- (7) 開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさないことが分かったとき。
- (8) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

(入札参加資格確認資料の提出)

第8条 市長は、入札参加資格の確認を行うため、落札候補者に速やかに事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式。以下「確認申請書」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類（以下「確認資料」という。）を添えて提出すべき旨を通知するものとする。

(1) 建設工事の場合

- ア 建設業許可証明書等の写し（支店等業者にあつては、支店等が対象業種の建設業許可を有することを証明する書類）
- イ 配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人等との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- ウ 配置予定の主任（監理）技術者の資格者証の写し（実務経験の場合は、実務経験経歴書）
- エ 専任技術者証明書の写し（建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- オ 同種工事の施工実績届出書
- カ その他入札参加資格を確認するために公告で示した資料

(2) 建設コンサルタント等の場合

- ア 建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類
- イ 当該業種における直近決算の営業収入金額が確認できる書類
- ウ 配置予定技術者との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- エ 配置予定技術者の資格証の写し等

オ 同種業務の履行実績届出書

カ その他入札参加資格を確認するために公告で示した資料

2 落札候補者は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければならない。

3 落札候補者が前項の期間内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなす。

(落札者の決定)

第9条 市長は、落札候補者から提出された確認申請書及び確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定し、速やかに落札決定した旨を当該落札者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者のした入札を無効とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、同価格の入札をした者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所においてくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定する。

3 市長は、入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

4 前項の通知を受けた者は、市長に対し通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に書面により決定理由について説明を求めることができる。

5 市長は、前項の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内に回答書（第3号様式）により回答するものとする。

(入札の中止等)

第10条 市長は、事後審査型入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、当該事後審査型入札を延期、中止等の措置をとることができる。

2 市長は、天災その他やむを得ない事由により入札及び開札を行うことができないと認めるときは、入札及び開札を中止することができる。

3 事後審査型入札の公告を行った結果、入札書の提出期限までに入札参加者がなかった場合は、当該入札を指名競争入札等の方法に変更して契約を締結

することができる。

- 4 前3号の場合、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

(期限の特例)

- 第11条 この要領に規定する期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用する。

(委任)

- 第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年6月1日）

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成23年6月6日）

この要領は、平成23年6月6日から施行する。

附 則（平成25年6月1日）

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

- 2 改正後の津市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う事後審査型条件付一般競争入札について適用し、同日前に公告を行った事後審査型条件付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月1日）

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

- 2 改正後の津市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う事後審査型条件付一般競争入札について適用し、同日前に公告を行った事後審査型条件付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月1日）

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

- 2 改正後の津市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う事後審査型条件付一般競争入札について適用し、同日前に公告を行った事後審査型条件付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月1日）

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。

- 2 改正後の津市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領の規定は、

この要領の施行の日以後に公告を行う事後審査型条件付一般競争入札について適用し、同日前に公告を行った事後審査型条件付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 6 月 1 日）

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う事後審査型条件付一般競争入札について適用し、同日前に公告を行った事後審査型条件付一般競争入札については、なお従前の例による。

第1号様式その1（第8条関係）

事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（建設工事中用）

年 月 日

（宛先）津市長

住 所
申請者 商号又は名称
代 表 者 名 ㊟

次の工事に係る事後審査型条件付一般競争入札に参加する資格について必要書類を添えて申請します。
なお、申請書類等の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工 事 番 号	年度				
工 事 名					
開 札 日 時	年 月 日		午前・午後		時 分
入札参加資格確認事項				添付書類等	
建設業の許可及び有効期限	年 月 日まで			建設業許可証明書等の写し	
格付要件	業種		格付・区分		
地域要件	ブロック		地区		
配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人等					
主任（監理）技術者	ふりがな 氏 名			雇用関係を確認するための書類	
	資 格			資格者証の写し等（実務経験の場合は、実務経験経歴書）	
現場代理人	ふりがな 氏 名			雇用関係を確認するための書類	
	資 格			資格を有する場合は、資格者証の写し	
営業所の専任技術者	ふりがな 氏 名			専任技術者証明書の写し 4,500 万円以上（建築一式の場合は9,000 万円以上）の工事のみ	
同種工事の施工実績	別紙「同種工事の施工実績届出書」のとおり			同種工事の施工実績届出書 （工事実績要件型の場合のみ）	
その他					

- ※1 添付書類
- ・ 支店等業者にあつては、支店等が対象業種の建設業許可を有することを証明する書類
 - ・ 配置予定技術者等との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
 - ・ 専任技術者証明書の写し（建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- ※2 工事完了まで技術者は原則として変更できませんので、工事完了まで専任できる技術者を十分に検討の上、提出してください。
- ※3 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第1号様式その2（第8条関係）

事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（建設コンサルタント等用）

年 月 日

（宛先）津市長

住 所
申請者 商号又は名称
代 表 者 名 印

次の業務に係る事後審査型条件付一般競争入札に参加する資格について必要書類を添えて申請します。
なお、申請書類等の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業 務 番 号		年 度			
件 名					
開 札 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分			
入札参加資格確認事項				添付書類等	
登録の証明及び有効期限		年 月 日まで		建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類	
所在地要件		市内本店	市内支店等	その他	該当する所在地に○を記載
営業収入金額要件					当該業種における直近決算の営業収入金額が確認できる書類
配置予定技術者					
土木 関係 コン サル	管理技術者	ふりがな			雇用関係を確認するための書類
		氏 名			
	照査技術者	ふりがな			雇用関係を確認するための書類
		氏 名			
		資 格			資格者証の写し等
		資 格			資格者証の写し等
その他業種の主任技術者 (一級建築士・測量士等)		ふりがな			雇用関係を確認するための書類
		氏 名			
		資 格			資格者証の写し等
同種業務の履行実績		別紙「同種業務の履行実績届出書」のとおり			同種業務の履行実績届出書 (業務実績要件型の場合のみ)
その他					

- ※1 添付書類
- ・ 配置予定技術者等との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- ※2 業務完了まで技術者は原則として変更できませんので、業務完了まで専任できる技術者を十分に検討の上、提出してください。
- ※3 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 2 号様式（第 9 条関係）

事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

(記 号 番 号)
年 月 日

(名 称) 様

津 市 長 (氏 名) 印

次の入札に係る入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格が無いと認めましたので通知します。

番 号		
件 名		
入 札 参 加 資 格 が 認 め ら れ な い 項 目	建設工事	測量・建設コンサルタント等
	☐ 建設業許可	☐ 建設コンサルタント等に係る登録
	☐ 地域要件・所在地要件	☐ 地域要件・所在地要件
	☐ 格付要件	☐ 営業収入金額
	☐ 同種工事の施工実績	☐ 技術者要件
	☐ 技術者要件	☐ その他の要件 ()
	☐ その他の要件 ()	

第3号 様式（第9条関係）

回 答 書

(記 号 番 号)
年 月 日

(名 称) 様

津 市 長 (氏 名) 印

年 月 日付で入札参加資格審査結果について説明を求められましたことについて、次の
とおり回答します。

番 号	
件 名	
入札参加資格がないと認めた理由	